

受託研究契約書(雛形)

公立大学法人横浜市立大学(以下「甲」という。)と〇〇〇〇(以下「乙」という。)は、次の各条によって受託研究契約(以下「本契約」という。)を締結するものとする。

(定義)

第1条 本契約書において、次に掲げる用語は次の定義によるものとする。

(1) 「研究成果」とは、本契約に基づき得られたもので、本受託研究の目的に関係する発明、考案、意匠、著作物(プログラム及びデータベースに係るものに限る。)、ノウハウ等の技術的成果をいう。

(2) 「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。

ア 特許法(昭和34年法律第121号)に規定する特許権、実用新案法(昭和34年法律第123号)に規定する実用新案権、意匠法(昭和34年法律第125号)に規定する意匠権、商標法(昭和34年法律第127号)に規定する商標権、半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43号)に規定する回路配置利用権、種苗法(平成10年法律第83号)に規定する育成者権及び外国における上記各権利に相当する権利

イ 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法に規定する商標登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法第3条に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利

ウ 著作権法(昭和45年法律第48号)に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物(以下「プログラム等」という。)の著作権並びに外国における上記各権利に相当する権利

エ 秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲乙協議の上、特に指定するもの(以下「ノウハウ」という。)

2 本契約書において「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、商標権、回路配置利用権及びプログラム等の著作物の対象となるものについては創作、育成者権の対象となるものについては育成並びにノウハウの対象となるものについては案出をいう。

3 本契約書において、知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第3項に定める行為、商標法第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作権法第2条第1項第15号及び同項第19号に定める行為並びにノウハウの使用をいう。

4 本契約書において「専用実施権等」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 特許法に規定する専用実施権、実用新案法に規定する専用実施権、意匠法に規定する専用実施権、商標法に規定する専用使用権

(2) 半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する専用利用権

(3) 種苗法に規定する専用利用権

(4) 第1項第2号イに規定する権利の対象となるものについて独占的に実施をする権利

(5) プログラム等の著作権に係る著作物について独占的に実施をする権利

(6) 第1項第2号エに規定する権利に係るノウハウについて独占的に実施をする権利

5 本契約書において「研究担当者」とは、本受託研究に従事する甲に属する本契約の別表第1に掲げる者及び本契約第4条第3項に該当する者をいう。また、「研究協力者」とは、本契約の別表第1及び本契約第4条第3項記載以外の者であって本受託研究に協力する者をいう。

(受託研究の題目等)

第2条 甲は、次の受託研究(以下「本受託研究」という。)を実施するものとする。

(1) 研究題目

(2) 研究目的

(3) 研究内容

(4) 研究の担当(別表第1のとおり)

(5) 研究スケジュール

(6) 研究実施場所

(7) その他

(研究期間)

第3条 本受託研究の研究期間は、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までとする。

(受託研究に従事する者)

第4条 甲は、別表第1に掲げる者を本受託研究の研究担当者とする。

2 甲は第1項に規定する研究担当者の中から、研究代表者を指名する。

3 甲は、甲に属する者を新たに本受託研究の研究担当者として参加させようとするときはあらかじめ相手方に書面により通知するものとする。

(再委託の制限)

第4条の2 甲は書面による事前の乙の承諾なしに、受託研究の再委託等この契約に基づく権利及び義務を、第三者に承継させてはならない。

(研究成果報告書の作成)

第5条 甲は、本受託研究の実施期間中に得られた研究成果について報告書を、本受託研究契約期間満了日の翌日から30日以内にとりまとめるものとする。

2 前項に基づきとりまとめられる報告書は2部作成するものとし、甲及び乙がそれぞれ保管するものとする。

(ノウハウの指定)

第6条 甲及び乙は、協議の上、前条に定める報告書に記載された研究成果のうち、ノウハウに該当するものについて、速やかに指定するものとする。

2 ノウハウの指定に当たっては、秘匿すべき期間を明示するものとする。

3 前項の秘匿すべき期間は、甲乙協議の上、決定するものとし、原則として、本受託研究完了の翌日から起算して3年間とする。ただし、指定後において必要があるときは、甲乙協議の上、秘匿すべき期間を延長し、又は短縮することができる。

(研究経費の負担)

第7条 乙は、別表第2に掲げる研究経費を負担するものとする。

(研究経費の納付)

第8条 乙は、別表第2に掲げる研究経費を甲の発する請求書により、当該請求書に定める納付期限までに納付しなければならない。

2 乙は所定の納付期限までに前項の乙が負担するとされた経費を納付しないときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額に年5%の割合で計算した延滞金を納付しなければならない。

3 第1項に規定された経費の納付は、下記により分割して納付することができる。

第1回 納付時期：請求書発行日の翌日から当該請求書に定める納付期限

納付金額：〇〇〇円

第2回 納付時期：平成〇年〇月〇日

納付金額：〇〇〇円

(経理)

第9条 前条の研究経費の経理は甲が行う。ただし、乙はこの契約に関する経理書類の閲覧を甲に申し出

ることができる。甲は乙からの閲覧の申し出があった場合、これに応じなければならない。

(研究経費により取得した設備等の帰属)

第10条 別表第2に掲げる研究経費により取得した設備等及び有体物は、甲に帰属するものとする。

2 甲は、甲及び乙が別に合意するところにより当該設備等を乙に有償または無償で譲渡することができる。

この場合において、撤去及び搬出に要する経費は、乙の負担とする。

(施設・設備の提供等)

第11条 甲は、別表第3に掲げる甲に係る施設・設備を本受託研究の用に供するものとする。

2 甲は、本受託研究の用に供するため、乙から別表第3に掲げる乙の所有に係る設備を乙の同意を得て無償で受け入れ、使用するものとする。なお、甲は乙から受け入れた設備について、その据付完了の時から返還に係る作業が開始される時まで自己の設備に関するものと同等の注意義務をもってその保管にあたらなければならない。

3 前項に規定する設備の搬入、据付け及び運用に要する経費は、乙の負担とする。

(研究の中止又は期間の延長)

第12条 研究遂行上やむを得ない事由があるときは、甲乙協議の上本受託研究を中止し、又は研究期間を延長することができる。この場合において、甲又は乙はその責を負わないものとする。

(研究の完了又は中止等に伴う研究経費等の取扱い)

第13条 本受託研究を完了し、又は前条の規定により、本受託研究を中止した場合において、第8条第1項の規定により納付された研究経費の額に不用が生じた場合は、乙は甲に不用となった額の返還を請求できる。甲は乙からの返還請求があった場合、これに応じなければならない。

2 甲は、研究期間の延長により納付された研究経費に不足を生じる恐れが発生した場合には、直ちに乙に書面により通知するものとする。この場合において、乙は甲と協議の上、不足する研究経費を負担するかどうかを決定するものとする。

3 甲は、本受託研究を完了し、又は中止したときには、第11条第2項の規定により乙から受け入れた設備を研究の完了又は中止の時点の状態で現状有姿のまま乙に返還するものとする。この場合において、撤去及び搬出に要する経費は、乙の負担とする。

(知的財産権の出願等)

第14条 甲は、本受託研究の実施に伴い発明等が生じた場合には、速やかに乙にその旨を通知しなければならない。

2 本受託研究の実施により得られる研究成果に係る知的財産権は専ら甲に帰属するものとする。

3 本受託研究の成果に係る知的財産権(著作権及びノウハウを除く。)の、出願手続き及び権利維持に要する費用は甲が負担するものとする。

(外国出願)

第15条 甲は、甲に帰属する発明に関する外国出願を行うに当たっては、乙と協議の上行うものとする。

(通常実施)

第16条 甲は、本受託研究の結果生じた発明等に係る知的財産権(著作権及びノウハウを除く。以下「成果物たる知的財産権」という。)の通常実施権を乙又は甲及び乙が協議の上指定した者に許諾することとし、具体的な条件は実施契約で定める。この具体的な条件の設定にあたり、甲は本受託研究実施における乙の研究経費の負担等を十分考慮するものとする。

(独占的实施)

第17条 甲は、成果物たる知的財産権を、乙又は乙の指定する者から独占的に実施したい旨の通知があった場合には、当該知的財産権を出願等したときから5年間独占的に実施させることを許諾することとし、具体的な条件は実施契約で定める。

2 甲は、乙又は乙の指定する者から前項に規定する独占的に実施させる期間(以下、「独占的实施期間」

という。)を更新したい旨の申し出があった場合には、独占的实施期間の更新を許諾する。この場合、更新する期間については、甲乙協議の上、定めるものとする。

- 3 第1項に基づき甲が乙または乙の指定する者に対して成果物たる知的財産権を独占的に実施させることを許諾した場合、第14条第3項の規定にかかわらず、当該知的財産に係る出願手続き及び権利維持に要した及び要する費用は乙または乙の指定する者が負担するものとする。

(独占的实施の中止)

第18条 甲は、乙又は乙の指定する者が、成果物たる知的財産権を、第17条第1項及び第2項に規定する独占的实施期間中その第2年次以降において正当な理由なく実施しないときは、乙又は乙の指定する者の意見を聴取の上、乙及び乙の指定する者以外の者(以下「第三者」という。)に対し当該知的財産権の実施を許諾することができるものとする。

- 2 甲及び乙は、本条第1項に規定する正当な理由なく実施しない状態には至っていないと認める場合の条件について、甲及び乙合意のうえあらかじめ別に定めることができる。

(持分の譲渡等)

第19条 甲は、成果物たる知的財産権の一部又は全部を乙又は甲及び乙が協議の上指定した者に、譲渡又は専用実施権等の設定ができるものとし、別に定める譲渡契約又は専用実施権等設定契約により、これを行うものとする。

- 2 甲は、成果物たる知的財産権を放棄しようとするときは、乙にあらかじめ通知するものとする。

(実施料)

第20条 成果物たる知的財産権を乙、第16条の規定に基づき甲及び乙が協議の上指定した者、又は、第17条の規定に基づき乙が指定する者が実施しようとするときは、別に実施契約で定める実施料を甲に支払わなければならない。

(情報の開示)

第21条 乙は、本受託研究の実施に必要な情報、研究試料、資料を甲に無償で提供又は開示するものとする。ただし、甲及び乙以外の者との契約により秘密保持義務を負っているものについては、この限りではない。

- 2 甲は、提供された研究試料(費消されたものを除く)及び資料を、本受託研究完了後又は本受託研究中止後、乙に返還するものとする。

(秘密の保持)

第22条 本契約書において秘密情報とは次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 受託研究の結果得られた成果のうち、秘密である旨の表示が付された書面、サンプル等の有形物、または、有形無形を問わず甲及び乙で秘密情報として取り決め書面により確認されたもの
- (2) 相手方より秘密の表示がなされた書類・図面・写真・試料・サンプル・磁気テープ・フロッピーディスク等により開示された情報
- (3) 相手方より秘密であることを告げたと口頭によって開示され、かつ開示後30日以内にその要旨を書面で交付された情報

2 ただし、次のいずれかに該当する情報については、この限りではない。

- (1) 開示を受け又は知得した際、既に自己が保有していたことを証明できる情報
- (2) 開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報
- (3) 開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報
- (4) 正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる内容
- (5) 相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報
- (6) 書面により事前に相手方の同意を得たもの

- 3 甲は、本受託研究の実施に当たり、秘密情報について、別表第1の研究担当者以外に開示・漏洩してはならない。

- 4 甲は、秘密情報について、当該研究担当者がその所属を離れた後も含め別表第1の担当者以外の者に開示・漏洩しない義務を、当該研究担当者に対し負わせるものとする。
- 5 第2項の規定にかかわらず、甲及び乙は別表第1記載の研究担当者以外の秘密を知る必要のある甲及び乙それぞれの役職員に対して、当該役職員がその所属を離れた後も含め本条に規定する秘密保持義務を遵守する義務を課した上で、秘密情報を開示することができる。
- 6 甲及び乙は、秘密情報を本受託研究以外の目的に使用してはならない。ただし、書面により事前に相手方の同意を得た場合はこの限りではない。
- 7 第2項から第6項の有効期間は、第2条の本受託研究開始の日から研究完了後又は研究中止後3年間とする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

(研究成果の取扱い)

第23条 甲及び乙は、本受託研究完了(研究期間が複数年度にわたる場合は各年度末)の翌日から起算し6ヶ月以降、本受託研究によって得られた研究成果(研究期間が複数年度にわたる場合は当該年度に得られた研究成果)について、第22条で規定する秘密保持の義務を遵守した上で開示、発表若しくは公開すること(以下「研究成果の公表等」という。)ができるものとする。

ただし、研究成果の公表という大学の社会的使命を踏まえ、甲は、乙の同意を得た場合は、公表の時期を早めることができるものとする。なお、いかなる場合であっても、相手方の書面による同意なく、ノウハウを開示してはならない。

- 2 前項の場合、甲又は乙(以下「公表希望当事者」という。)は、研究成果の公表等を行おうとする日の30日前までにその内容を書面にて相手方に通知しなければならない。また、公表希望当事者は、事前の書面による了解を得た上で、その内容が本受託研究の結果得られたものであることを明示することができる。
- 3 通知を受けた相手方は、前項の通知の内容に、研究成果の公表等が将来期待される利益を侵害する恐れがあると判断されるときは当該通知受領後14日以内に発表若しくは公開される技術情報の修正を書面にて公表希望当事者に通知するものとし、公表希望当事者は、相手方と十分な協議をしなくてはならない。公表希望当事者は、研究成果の公表等により将来期待される利益を侵害する恐れがあると判断される部分については、相手方の書面による同意なく、公表してはならない。ただし、相手方は、正当な理由なく、かかる同意を拒んではならない。

(研究協力者の参加及び協力)

第24条 甲が、受託研究遂行上、研究担当者以外の者の参加ないし協力を得ることが必要と認めた場合、乙の同意を得た上で、当該研究担当者以外の者を研究協力者として本受託研究に参加させることができる。

- 2 研究担当者以外の者が研究協力者となるに当たっては、甲は、研究協力者となる者に本契約に基づき甲が負う義務と同様の義務を遵守させなければならない。当該研究協力者になる者によるその義務の履行につき責任を持つものとする。
- 3 甲は、研究協力者となる者との間で、本研究への参加に先立ち、本契約に基づき甲が負う義務と同様の義務の遵守に関して、書面による合意を得るものとする。
- 4 研究協力者が本受託研究の結果、発明等を行った場合は、第14条の規定を準用するものとする。

(契約の解除)

第25条 甲は、乙が第8条第1項に規定する乙が負担するとされた経費を所定の納付期限までに納付しないときは、本契約を解除することができる。

- 2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当し、催告後30日以内に是正されないときは本契約を解除することができるものとする。
 - (1) 相手方が本契約の履行に関し、不正又は不当の行為をしたとき
 - (2) 相手方が本契約に違反したとき

（損害賠償）

第26条 甲は、本受託研究を自己の責任において行うこととし、その実施に当たり 被った損害については乙に対して賠償を請求しない。ただし、乙の提供する設備、情報、研究試料又は資料に、瑕疵があったことに起因して甲が損害を被ったときは、乙は甲の損害を賠償するものとする。

2 甲（その研究担当者及び研究協力者を含む）又は乙は、相手方による本契約上の義務の不履行によって損害を被ったときは、その賠償を請求できるものとする。ただし、相手方に故意又は重大な過失が認められない場合（第1項ただし書きの場合を除く。）はこの限りではない。

（契約の有効期間）

第27条 本契約の有効期間は、第3条に定める期間とする。

2 本契約の失効後も、第5条及び第6条、第13条から第24条、第26条及び第29条の規定は、当該条項に定める期間又は対象事項が全て消滅するまで有効に存続する。

（協議）

第28条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

（裁判管轄）

第29条 本契約に関する訴えは、横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、甲、乙それぞれ1通を保管するものとする。

平成 年 月 日

（甲）神奈川県横浜市金沢区瀬戸2番2号
公立大学法人横浜市立大学
理事長 ○○○ ○○○

（乙）

別表第1（第1条、第2条、第4条及び第21条関係）

区分	氏名	所属部局・職名	本研究における役割
甲			

（注） 研究代表者には氏名に○印を付すこと。

別表第2（第7条、第8条及び第10条関係）

区分	直接経費	間接経費	合計
乙の負担する経費	円 (消費税額及び地方消費税額を含む)	円 (消費税額及び地方消費税額を含む)	円 (消費税額及び地方消費税額を含む)

別表第3（第11条関係）

区分	施設の名称	設 備		
		名 称	規 格	数 量
甲				
乙				